

○江府町地下水採取に関する条例施行規則

平成24年6月19日
規則第8号

(趣旨)

第1条 [この規則](#)は、[江府町地下水採取に関する条例\(平成24年江府町条例第21号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請の手続)

第2条 [条例第4条第2項](#)及び[第5条](#)の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した井戸設置(変更)許可申請書([様式第1号](#))を町長に提出しなければならない。

2 [前項](#)の申請書には、井戸の設置場所を示す図面及び実施計画図面、その他町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(氏名変更等の届出)

第3条 [条例第6条](#)の規定により申請をした井戸設置者は、その氏名、名称及び住所に変更のあったときは、遅滞なく氏名等変更届([様式第2号](#))により町長に届け出なければならない。

(許可書)

第4条 [条例第7条](#)に規定する許可基準により井戸の設置又は変更を許可したときは、許可通知書([様式第3号](#))により井戸設置者に通知するものとする。

(着工届)

第5条 [前条](#)の通知を受けた井戸設置者は、当該工事に着工したときには、工事着工の日から14日以内に井戸着工届([様式第4号](#))を町長に提出しなければならない。

(完成届)

第6条 [条例第8条](#)の規定による届出は、井戸完成届([様式第5号](#))によるものとする。

2 [前項](#)の届出書には、井戸の構造を示す図面その他町長が必要とする書類を添付しなければならない。

(資料の提出及び立入調査)

第7条 町長は、[条例第11条](#)の規定により当該職員を他人の土地に立ち入らせようとするときは、事前にその旨を土地の占有者に通知しなければならない。

2 [前項](#)の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書([様式第6号](#))を携帯しなければならない。

(許可の失効)

第8条 地下水採取者は、[条例第13条](#)の規定により、当該施設に係る効力を失った場合は、井戸の廃止届([様式第7号](#))により町長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 [この規則](#)は、平成24年7月1日から施行する。

[様式第1号\(第2条関係\)](#)

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

江府町長 様

住 所
氏 名
電 話



井戸設置(変更)許可申請書

江府町地下水採取に関する条例第6条の規定により、次のとおり井戸の設置について許可(変更)の申請をします。

井戸の設置場所			
使用目的又は用途			
井戸管理責任者		電話番号	
地下水採取者		電話番号	

井戸	井戸の名称又は番号		
	深 度 (地表面下m)		
	側管の口径 (mm)		
	ストレーナーの位置 (地表面下m)	m ~	m
		m ~	m

揚水機	種類・型式		
	原動機の出 力(kw)		
	1時間揚水能 力(m ³ /h)		
	揚水機吐出口の口径 (mm)		
	揚水機吐出口断面 積(cm ²)		
	揚 程 (m)		

採 取 量	採 取 期 間	
	1日平均採取時間	
	1日平均採取量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	
	用途別使用量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	飲用水 $\text{m}^3/\text{日}$ 雑用水 $\text{m}^3/\text{日}$ その他 $\text{m}^3/\text{日}$
水量測定器の種類、型式		
着工(予定)年月日		
使用開始(予定)年月日		
揚水により周囲の井戸の採取に支障があった場合の措置		
注 井戸の位置を示す図面(案内図)を添付すること。 井戸設置場所の土地及び隣接土地の登記事項証明書及び公図の写しを添付すること。 関係集落区長及び隣接土地所有者の同意書を添付すること。 揚水機のカatalogを添付すること。		

隣接関係者同意書(井戸掘削)

1. 申請者(井戸設置者) 住所 江府町大字_____番地
氏名 _____印
2. 申請(井戸設置) 場所 江府町大字_____番地
3. 1日平均採取量及び使用量 _____立法メートル
4. 1日平均採取時間 _____時間
5. 井戸深度(地表面下) _____m
6. 側管の口径 _____mm
7. 揚水機出口の口径 _____mm

申請者 江府町大字_____番地_____が
江府町大字_____番地に設置する上記の井戸申請について、江府町地下水採取に関する条例に基づき地下水を採取することに、隣接関係区長・隣接土地所有者として異議なく同意いたします。

平成_____年_____月_____日

同意者 住所_____
氏名_____⑤

同意者 住所_____
氏名_____⑤

同意者 住所_____
氏名_____⑤

同意者 住所_____
氏名_____⑤

同意者 住所_____
氏名_____⑤

[様式第2号\(第3条関係\)](#)

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

江府町長 様

届出者 住 所
氏 名



氏 名 等 変 更 届

氏名(名称、住所)を変更したいので、江府町地下水採取に関する条例施行規則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

井戸の所在地		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更の理由		

[様式第3号\(第4条関係\)](#)

様式第3号(第4条関係)

第 年 月 日 号

様

江府町長



許 可 通 知 書

年 月 日付け、で提出された井戸設置許可申請書については、審査の結果、許可(不許可)としますので、江府町地下水採取に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

(許可の条件又は不許可の理由)

[様式第4号\(第5条関係\)](#)

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

江府町長 様

住 所

氏 名



井 戸 着 工 届

江府町地下水採取に関する条例施行規則第5条の規定により、許可された井戸について次のとおり着工したので届け出ます。

井戸設置許可年月日		
井戸着工及び完成年月日		着工 年 月 日・完成(予定) 年 月 日
井戸の名称又は番号		
井戸	深 度 (地表面下m)	
	側 管 の 口 径 (mm)	
	ス ト レ ー ナ ー の 位 置 (地表面下m)	m ~ m
揚 水 機	種 類 ・ 型 式	
	原 動 機 の 出 力 (kw)	
	1 時 間 揚 水 能 力 (m ³ /h)	
	揚 水 機 吐 出 口 径 (mm)	
	揚 水 機 吐 出 口 断 面 積 (cm ²)	
	揚 程 (m)	
揚 水 量	揚 水 量 (m ³ /h)	
	自 然 水 位 (地表面下m)	
	揚 水 水 位 (地表面下m)	

[様式第5号\(第6条関係\)](#)

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

江府町長 様

住 所
氏 名

井 戸 完 成 届

江府町地下水採取に関する条例第8条の規定により、許可された井戸について次のとおり完成したので届け出ます。

井戸設置許可年月日		
井戸完成年月日		
井戸の名称又は番号		
井戸	深 度 (地表面下m)	
	側 管 の 口 径 (mm)	
	ストレーナーの位置 (地表面下m)	m ~ m
揚 水 機	種 類 ・ 型 式	
	原 動 機 の 出 力 (kw)	
	1時間揚水能力 (m ³ /h)	
	揚水機吐出口径 (mm)	
	揚水機吐出口断面積 (cm ²)	
	揚 程 (m)	
揚 水 量	揚 水 量 (m ³ /h)	
	自 然 水 位 (地表面下m)	
	揚 水 水 位 (地表面下m)	

[様式第6号\(第7条関係\)](#)

様式第6号(第7条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職氏名
上記の者は、江府町地下水採取に関する条例第11条第2項の規定による立入調査を行う職員であることを証明する。
年 月 日
江府町長 氏 名 印

(裏)

江府町地下水採取に関する条例(抜すい)
(資料の提出及び立入調査)
第11条 町長は、この条例を施行するため井戸設置者又は地下水採取者から井戸に関する資料を提出させ、又は当該職員を土地に立ち入らせて、井戸に関する調査を行わせることができる。
2 前項の調査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

[様式第7号\(第8条関係\)](#)

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

江府町長 様

住 所
氏 名

井 戸 廃 止 届

江府町地下水採取に関する条例第13条の規定により、許可された井戸について次のとおり廃止したので届け出ます。

井戸設置許可年月日	
井戸の所在地	
井戸の名称及び番号	
井戸の廃止年月日	
廃止の理由	